

平成 2 8 年度

第 2 2 回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成 2 9 年 2 月 7 日 ( 火 )

開会 1 3 時 3 5 分 閉会 1 4 時 3 4 分

場 所 教育委員室

平成 2 8 年度  
第 2 2 回大分県教育委員会

**【議 事】**

( 1 ) 議 案

- 第 1 号議案 平成 2 9 年度大分県教育委員会の組織改正について
- 第 2 号議案 教職員の懲戒処分等について
- 第 3 号議案 教職員の懲戒処分について
- 第 4 号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について
- 第 5 号議案 大分県立特別支援学校学則の一部改正について

( 2 ) 協 議

- 大分県立図書館協議会委員の任命について

( 3 ) その他

## 【内 容】

### 1 出席者

委 員	教育長	工 藤 利 明
	委員	林 浩 昭
	委員	岩 崎 哲 朗
	委員	松 田 順 子
	委員	首 藤 照 美
	委員	高 橋 幹 雄

欠席委員なし

事務局	教育次長	宮 迫 敏 郎
	教育次長	岩 武 茂 代
	教育次長	木 津 博 文
	参事監兼教育財務課長	森 崎 純 次
	教育改革・企画課長	能 見 駿一郎
	教育人事課長	藤 本 哲 弘
	福利課長	中 村 均 子
	義務教育課学力向上支援班参事（総括）	内 海 真理子
	生徒指導推進室長	樋 口 哲 司
	特別支援教育課長	後 藤 みゆき
	高校教育課長	姫 野 秀 樹
	社会教育課長	曾根崎 靖
	文化課教育文化班参事（総括）	谷 川 芳 明
	人権・同和教育課長	甲 斐 順 治
	体育保健課長	井 上 倫 明
	屋内スポーツ施設建設推進室長	山 上 啓 輔
	教育改革・企画課主幹	伊 藤 功 二
	教育改革・企画課主査	石 丸 一 輝

### 2 傍聴人

8 名

## 開会・点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成28年度 第22回教育委員会会議を開きます。

## 署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、岩崎委員にお願いしたいと思っております。

## 会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。  
会議の終了は14時35分を予定しています。  
よろしく申し上げます。

## 議 事

(工藤教育長)

はじめに、会議は原則として公開することとなっておりますが、会議を公開しないことについてお諮りします。

第1号議案、第2号議案、第3号議案及び協議の については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、これを公開しないことについて委員の皆さんにお諮りいたします。

公開しないことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(採 決)

それでは、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び協議の については、非公開といたします。

本日の議事進行は、はじめに公開による議事を行い、次に非公開による議事を行います。

## 【議 案】

### 第4号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

(工藤教育長)

それでは、第4号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」提案しますので、姫野高校教育課長から説明いたします。

(姫野高校教育課長)

第4号議案「大分県立高等学校学則の一部改正について」説明いたします。

1ページをお開きください。本議案は、前回の教育委員会会議でご協議いただいた休学に係る学則第21条の改正、また別府青山高校、別府羽室台高校及び津久見高校海洋科学学校の閉校に伴う別表の改正を提案するものです。

3ページの新旧対照表をご覧ください。第4項の「二年以内の期間を限り延長することができる。」という従来の期間について、第5項に「校長は、必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、休学期間を通算して二年を超えて延長することができる。」という規定を挿入することで、通算二年を超える休学期間の延長を可能とするものです。

次に、4ページの下段をご覧ください。傍線部の別府青山高校、別府羽室台高校及び津久見高校海洋科学学校の項を削るものです。

施行期日は第21条、別表とも平成29年4月1日としています。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(岩崎委員)

休学に係る規則の改正については、前回から議論をしてきたところですが、学校現場の校長の裁量権を拡大することで、休学中の生徒に適切に対応が出来ることとなり、全国的な流れに沿った適切な改正だと思います。

(工藤教育長)

他にございませんでしょうか。

それでは、第4号議案の承認についてお諮りいたします。第4号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第4号議案については、提案どおり承認します。

第5号議案 大分県立特別支援学校学則の一部改正について

(工藤教育長)

次に、第5号議案「大分県立特別支援学校学則の一部改正について」提案しますので、後藤特別支援教育課長から説明いたします。

(後藤特別支援教育課長)

第5号議案「大分県立特別支援学校学則の一部改正について」説明いたします。

議案書2ページをご覧ください。今回、改正を行うのは学則第18条ですが、対象となるのは高等部生徒です。改正内容は先程の大分県立高等学校学則の一部改正と同様、校長が必要と認めた場合は、2年を超えて休学期間を延長できるようにするものです。

施行期日も高等学校学則と同様に平成29年4月1日といたします。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(工藤教育長)

内容は、前の議案と同じです。

(工藤教育長)

よろしいでしょうか。

それでは、第5号議案の承認についてお諮りいたします。第5号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第5号議案については、提案どおり承認します。

(工藤教育長)

それでは、先に非公開と決定しました議事を行いますが、その前に、公開でその他、何かございますか。

では、先に非公開と決定しました議事を行いますので、関係課室長のみ在室とし、その他の課室長及び傍聴人は退出してください。

(関係課以外及び傍聴人退出)

## 【議 案】

第1号議案 平成29年度大分県教育委員会の組織改正について

(工藤教育長)

それでは、第1号議案「平成29年度大分県教育委員会の組織改正について」提案しますので、能見教育改革・企画課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第1号議案の承認についてお諮りいたします。第1号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第1号議案については、提案どおり承認します。

第2号議案 教職員の懲戒処分等について

(工藤教育長)

次に、第2号議案「教職員の懲戒処分等について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。

(質疑・意見等)

(工藤教育長)

それでは、第2号議案の承認についてお諮りいたします。第2号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

(採 決)

(工藤教育長)

第2号議案については、提案どおり承認します。

第3号議案 教職員の懲戒処分について

(工藤教育長)

次に、第3号議案「教職員の懲戒処分について」提案しますので、藤本教育人事課長から説明いたします。

(説 明)

(工藤教育長)

ただ今、説明のありました議案について審議を行います。ご質問・ご意見等のある方はお願いします。



( 質 疑 ・ 意 見 等 )

( 工 藤 教 育 長 )

それでは、第3号議案の承認についてお諮りいたします。第3号議案について承認される委員は挙手をお願いします。

( 採 決 )

( 工 藤 教 育 長 )

第3号議案については、提案どおり承認します。

## 【 協 議 】

大分県立図書館協議会委員の任命について

( 工 藤 教 育 長 )

それでは、協議の「大分県立図書館協議会委員の任命について」曾根崎社会教育課長から説明いたします。

( 説 明 )

( 工 藤 教 育 長 )

ご質問・ご意見のある方はお願いします。

( 質 疑 ・ 意 見 等 )

( 工 藤 教 育 長 )

それでは、今回の協議の結果を踏まえて進めていきたいと思えます。

( 工 藤 教 育 長 )

それでは、最後にその他、何かございませんか。

ないようですので、これで平成28年度第22回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

# 平成28年度第22回大分県教育委員会会議次第

日時 平成29年2月7日(火)

13:35～14:35

場所 教育委員室

## 1 開 会

## 2 署名委員の指名

## 3 議 題

### (1) 議 案

第1号議案 平成29年度大分県教育委員会の組織改正について

第2号議案 教職員の懲戒処分等について

第3号議案 教職員の懲戒処分について

第4号議案 大分県立高等学校学則の一部改正について

第5号議案 大分県立特別支援学校学則の一部改正について

### (2) 協 議

大分県立図書館協議会委員の任命について

### (3) その他

## 4 閉 会

第四号議案

大分県立高等学校学則の一部改正について

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年二月七日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則  
大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 校長は、必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず、休学の期間を通算して二年を超えて延長することができる。

別表の大分県立別府青山高等学校の項及び大分県立別府羽室台高等学校の項を削り、同表の大分県立津久見高等学校の項中

大分県立津久見高等学校			
海洋科学校		本校	
臼杵市		津久見市	
専攻科			
全日制		全日制	
海洋科	海洋科	普通科	生産機械科 電気電子科 会計システム科 ム科 総合ビジネス科

を

大分県立津久見高等学校				
本校				
津久見市				
全日制				
普通科	生産機械科	電気電子科	会計システム科	総合ビジネス科

に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、大分県立津久見高等学校海洋科学学校の海洋科に在籍する者は施行日に大分県立海洋科学高等学校の海洋科に、大分県立津久見高等学校海洋科学学校の専攻科の海洋科に在籍する者は施行日に大分県立海洋科学高等学校の専攻科の海洋科に在籍するものとする。

提案理由

疾病、けが等のやむを得ない理由により復学できない生徒に対し、校長が通算二年の期間を超えて休学の期間を延長できるとともに、県立別府青山高等学校、県立別府羽室台高等学校及び県立津久見高等学校海洋科学学校を廃止することに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条～第二十条（略）</p> <p>（休学）</p> <p>第二十一条 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学をしようとする生徒の保護者は、休学願（第九号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。</p> <p>4 校長は、引き続き休学をしようとする生徒の保護者が第一項に定める手続を行なったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。</p> <p>5 校長は、必要と認められた場合は、前項の規定にかかわらず、休学の期間を通算して二年を超えて延長することができる。</p> <p>6 校長は、前三項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない生徒については、これを除籍するものとする。</p> <p>第二十二条～第三十三条（略）</p>	<p>第一条～第二十条（略）</p> <p>（休学）</p> <p>第二十一条 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学をしようとする生徒の保護者は、休学願（第九号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。</p> <p>4 校長は、引き続き休学をしようとする生徒の保護者が第一項に定める手続を行なったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。</p> <p>5 校長は、前項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない生徒については、これを除籍するものとする。</p> <p>第二十二条～第三十三条（略）</p>

										別表（第二条関係）								
										名称		位置		科	課程	学科		
(以下略)	大分県立津久見高等学校					大分県立海洋科学高等学校					(略)	(削る)	(削る)	大分県立別府鶴見丘高等学校	(削る)	(削る)	(削る)	普通科
	本校					本校						(削る)	(削る)	本校	(削る)	(削る)	全日制	普通科
	津久見市					臼杵市						(削る)	(削る)	別府市	(削る)	(削る)	全日制	普通科
						専攻科						(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	全日制	普通科
	全日制					全日制						(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	全日制	普通科
	(削る)		(削る)			普通科 生産機械科 電気電子科 会社システム科 △計システム科 総合ビジネス科						海洋科		海洋科		(削る)	(削る)	普通科

										別表（第二条関係）								
										名称		位置		科	課程	学科		
(以下略)	大分県立津久見高等学校					大分県立海洋科学高等学校					(略)	大分県立別府鶴見丘高等学校	(削る)	(削る)	大分県立別府鶴見丘高等学校	(削る)	(削る)	普通科
	本校					本校						本校	(削る)	(削る)	本校	(削る)	(削る)	普通科
	津久見市					臼杵市						別府市	(削る)	(削る)	別府市	(削る)	(削る)	普通科
						専攻科						別府市	(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	普通科
	全日制					全日制						別府市	(削る)	(削る)	別府市	(削る)	(削る)	普通科
	海洋科		海洋科			普通科 生産機械科 電気電子科 会社システム科 △計システム科 総合ビジネス科						海洋科		海洋科		外国語科	普通科	普通科

第五号議案

大分県立特別支援学校学則の一部改正について

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年二月七日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第五項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 校長は、必要と認められた場合は、前項の規定にかかわらず、休学の期間を通算して二年を超えて延長することができる。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

疾病、けが等のやむを得ない理由により復学できない生徒に対し、校長が通算二年の期間を超えて休学の期間を延長できるとしたので提案する。

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条（第十七条（略））</p> <p>（休学）</p> <p>第十八条 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学をしようとする高等部の生徒の保護者は、休学願（第九号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。</p> <p>4 校長は、引き続き休学をしようとする高等部の生徒の保護者が第一項に定める手続を行なったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。</p> <p>5 校長は、必要と認められた場合は、前項の規定にかかわらず、休学の期間を通算して二年を超えて延長することができる。</p> <p>6 校長は、前三項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない高等部の生徒については、これを除籍するものとする。</p> <p>第十九条（第二十九条（略））</p>	<p>第一条（第十七条（略））</p> <p>（休学）</p> <p>第十八条 病気その他やむを得ない事由により三月以上出席することができず休学をしようとする高等部の生徒の保護者は、休学願（第九号様式）に医師の診断書等その事由を証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。</p> <p>3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。</p> <p>4 校長は、引き続き休学をしようとする高等部の生徒の保護者が第一項に定める手続を行なったときは、前項の規定にかかわらず、当該休学を通算して二年以内の期間を限り延長することができる。</p> <p>5 校長は、前項に定める休学の期間が満了し、なお復学できない高等部の生徒については、これを除籍するものとする。</p> <p>第十九条（第二十九条（略））</p>